Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランス銀行の国有化と信用統制(慶應義塾創立100年記念)
Sub Title	On the Nationalization of the Bank of France
Author	吉田, 啓一(Yoshida, Keiichi)
Publisher	
Publication year	1958
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.1, No.5 (1958. 12) ,p.29- 43
JaLC DOI	
Abstract	This paper is discussed on the process of the nationalization of the Bank of France and the four big deposit banks and also on the method of credit control. It was in 1936 under the government of "Front populaire" that the Bank of France started its first step to the nationalization. Since then, some attempt of reorganization was made during the World War II, but towards the end of 1945 after the "liberation", the radical reconstruction was carried out to the effect that the Bank of France was completely nationalization with other four big banks. The nationalization of the Bank of France is not entirely caused by the economic reason, but seems to be due to the social and political reason. This is clearly understood from the process of it. In this point we can say the nature of the nationalization is a little different from that of the Bank of England. The fundamental idea was to get rid of dominion upon the Bank of France by a few people and also upon the French politics and economy itself by the minority. In other words we might call it the socialization based on the socialism. Therefore the system of the control of the financial policy came to be adjusted and strengthened with the realization of the nationalization of the Bank of France. The aim of this treatise is to make clear the manifold situations which stimulated the nationalization of the Bank of France, especially its social and political back-ground, investigating the process of it.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19581231-04043429

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

2 7

ギリスの場合は、中央銀行及び主要産業の国有化も資本主義の基盤経済的もしくは社会的動機に於てかなり相違するものがあった。インクランド銀行及び主要産業の国有化と、フランスの中央銀行及び主要産業の国有化と、フランスの中央銀行であるフランス銀行及び四大銀行の国有化並びに主要は、一九四六年二月)のとほとんど時を同じくしているの化された(一九四六年二月)のとほとんど時を同じくしているの化された(一九四六年二月)のとほとんど時を同じくしているのれたものである。あたかもイギリスに於てイングランド銀行の国有れたものである。あたかもイギリスに於てイングランド銀行の国有れたものである。あたかもイギリスに於てイングランド銀行の国有れたものである。あたかもイギリスに於てイングランド銀行の国有れたものである。あたかもイギリスに於てイングランド銀行の国有れたものである。あたかもイギリスに於てイングランド銀行の国有れたものである。あたかもイギリスに於てイングランド銀行の国有なされたものである。あたかもイギリスに於てイングランド銀行の国有化とは、そのなる。おは、中央銀行及び主要産業の国有化も資本主義の基盤を済める。

は、同国の産業国有化の性格をよく示すものであろう。つである製鉄部門を、その生産性保持の故に民営として残した如きたものと見ることができる。イギリスにとって最も重要な産業の一義の長所を保存しつつ、その弊害の是正を国家的活動のうちに求めに立ち、その修正を目的とするものであった。換言すれば資本主

金融資本家から、その支配権を取り上げ、これを人民の手中に確保たいた。ことができる。その歴史的な事情については後に幾分詳しく説明するが、この国有化法の通過した当時(一九四五年一二月)、事実上政権を握っていたものは「共産党」「社会党」及び「人民共和運動派がこれを支持することによって実現したのであった。要するに彼等がまめたところは、戦前に於てあらゆる産業を、従ってフランスそが求めたところは、戦前に於てあらゆる産業を、従ってフランスそのものを支配し、戦時中はドイツ占領軍との協力を惜しまなかったのものを支配し、戦時中はドイツ占領軍との協力を惜しまなかったのものを支配し、戦時中はドイツ占領軍との協力を惜しまなかったのものを支配し、戦時中はドイツ占領軍との協力を惜しまなかったのものを支配し、戦時中はドイツ占領軍との協力を惜しまなかったのものを支配し、戦時中はドイツ占領軍との協力を惜しまなかったのものを支配し、戦時中はドイツ占領軍との協力を惜しまなかったのものを支配し、戦時中はドイツ占領軍との協力を惜しまなかった。要するに彼等を持ていた。

フランス銀行の国有化と信用統制

R・P」はむしろブレーキとなったのであった。

R・P」はむしろブレーキとなったのであった。

R・P」はむしろブレーキとなったのであった。

R・P」はむしろブレーキとなったのであった。

R・P」はむしろブレーキとなったのであった。

石油工業等とともに、フランス銀行その他の大銀行の国有化を主張れていたといえるのである。元来フランス銀行は、イングランド銀行(一六九四年創立)よりも遙に遅く、一八〇〇年にナポレオンによって創設されたもので、機構的な後進性は認められるが、しかもよって創設されたもので、機構的な後進性は認められるが、しかもよって創設されたもので、機構的な後進性は認められるが、しかもよって創設されたもので、機構的な後進性は認められるが、しかもれていたといえるのである。元来フランス銀行は、イングランド銀れていたといえるのである。元来フランス銀行は、イングランド銀れていたといえるのである。元来フランス銀行は、イングランド銀れていたといえるのである。元来フランス銀行は、イングランド銀れていたといえるのである。元来フランス銀行は、保険業、製糖業、製品では、大阪の大阪の大銀行の国有化を主張していたといえるのである。元来フランス銀行は、保険業、製糖業、製品では、大阪の大銀行は、大阪の大銀行の国有化を主張していたといえば、大阪の大銀行は、大阪の大銀行の国有化を主張していたというでは、大阪の大銀行の国有化を主張していた。

していたのである。

Populaire)の手によって初めて実行されたのである。 だのは、一九三六年のことであった。すなわち「社会党」のレオン・たのは、一九三六年のことであった。すなわち「社会党」のレオン・しかしながらフランス銀行が、いわゆる少数金融資本家の支配かしかしながらフランス銀行が、いわゆる少数金融資本家の支配か

これより先、一九三四、五年の頃のフランスは、政治的にも経済にたのであった。フランスに於ても将に右翼革命の前夜の如き観をおった時であり、フランスに於ても将に右翼革命の前夜の如き観をおった時であり、フランスに於ては、ファシズム勢力が急速に増大しつつず景として「クロワ・ド・フウ」(Croix de uef)「アクション・フッシャーズ」(l'Action Français)等の極右団体が抬頭し、政治的声ンセエズ」(l'Action Français)等の極右団体が抬頭し、政治的素正と国家改造を叫んでしばしば騒擾事件を起していた。あたかもずまとして「クロワ・ド・フウ」(Croix de uef)「アクション・フッシャーズの道を呼んでしばしば騒擾事件を起していた。あたかもずまとして「クロワ・ド・フウ」(Croix de uef)「アクション・ファンセエズ」(l'Action Français)等の極右団体が抬頭し、政治的を経済をいる。これより先、一九三四、五年の頃のフランスは、政治的にも経済がより、フランスに対する場合では、アウスに対している。

利を期したのであった。
カに対抗するとともに、特に翌一九三六年の春の総選挙に於ける勝から「社会急進党」左派までを糾合し、あらゆる手段を以て極右勢のが人民戦線である。すなわち一九三五年七月、「共産党」「社会党」この右翼攻勢に対して、左翼諸派の共同防衛陣として結成された

当時のフランスは経済的にもまた甚だしい混乱期にあった。世界

公債転換等が明示され、間もなく行わるべき総選挙の公約としてこ(3) 実を重大視し、一九三六年一月に発表された「人民戦線綱領」のう に向って深い呪の目を集注したのであった。人民戦線は当然この事 政策の結果であると考え、政府にこのような政策を採らせたものと は、これを以て一九三二年以来政府のとり来った緊縮政策、低物価 社会不安を招来するに充分なものであった。苦境にあえぐ国民大衆 れを掲げたのであった。 ちの経済的要求の項には、経済的寡頭政治からの解放のためのフラ してのフランス銀行と、これを支配する「二百家族」の金融資本家 で低下したのである。これは確かに経済問題を超えるものであり、 急増した。一九三〇年にフランスに於て支払われた賃銀総額は一、二 水準に陥り、手当を受ける完全失業者は前年の三五万から五一万に 況は次第に深刻な様相を呈し、一九三五年には物価も貿易額も最低 経済恐慌の波及の比較的遅かったフランスも、一九三四年頃から不 ンス銀行の国有化、フランス銀行理事会の廃止、フランス銀行株の 二○億フランであったが、一九三五年には僅か八七○億フランにま

って、「共産党」は入閣こそしなかったが閣外から全面的支持をする。これはフランスの社会主義者が政権を握った最初のことであある。これはフランスの社会主義者が政権を握った最初のことであある。これはフランスの社会主義者が政権を握った最初のことであある。これはフランスの社会主義者が政権を握った最初のことであある。これはフランスの社会主義者が政権を握った最初のことである。これはフランスの社会主義者が政権を握った最初のことである。これはフランスの社会主義者が政権を握った最初のことである。これはフランス銀行の国有化と信用統制

な改組を断行したのである。の設置等を相次いで実行するとともにフランス銀行に対する劃期的於て四十時間労働制、軍事産業の国有化、団体協約制、小麦統制局を要求して未曽有の大ストライキが勃発した。政府はこの嵐の中にことになった。ブルム内閣が成立すると、人民戦線綱領の即時実行

- PP・73-34.
 主(1) 東京銀行協会調査部「英・仏・蘇に於ける銀行国有制度」
- (a) George Peel "The economic policy of France".
 P. 54.
- (3) 吉田啓一「近代フランス社会運動史」P. 316.

_

○○名の金融資本家で あるとして 非難されて 来たのは この故である。 特別融資やその発言権の増大を許すことになったのである。 た大株主に対する弱点となり、しばしば大株主の私的企業に対する ったから、大株主から融通を受けなければならなかった。これがま ければならなかったが、多くの場合それだけの資力を有していなか さればならなかった。これがま ないまして、非難されて 来たのは この故であ

半数は社会経済的利益を代表する者、半数は国家及び国家的諸団体 株主総会によって選任されるものは僅か二名で、他の一八名のうち 裁及び二○名の理事によって構成される。この二○名の理事のうち 理事会は理事総会(Conseil Géneral)となり、総裁、二名の副総 の多少にかかわらずすべて一票の票決権が与えられた。また従来の スの国籍を有する全株主に出席権が認められ、出席株主は所有株数 れた。すなわち株主総会の構成は大株主二〇〇名ではなく、フラン の利益を代表する者と定められた。すなわち前者のうち三名は経済 他は上院財政委員長、国庫局長、不動産銀行総裁、復興金融公社総 するものであった。また後者のうち三名は政府の任意選任であり、 小企業者連合会、農業会議所連合会の推薦に基き、大蔵大臣の任命 消費組合連合会、商工会議所連合会、労働総同盟(C・G・T)、中 審議会、貯蓄組合連合会、銀行職員からそれぞれ選出され、六名は って就任するものとされた。理事の任期は三年で再選は許されず、 九三六年七月二四日の法律によって、これが次のように改正さ 預金供託金庫理事長、農業信用金庫理事長がそれぞれ職権によ

毎年三分の一ずつ更新される。総裁は株主たるべき義務を免除され、毎年三分の一ずつ更新される。総裁は株主たるべき義務を免除され、毎年三分の一ずつ更新される。総裁は株主たるべき義務を免除され、毎年三分の一ずつ更新される。総裁は株主たるべき義務を免除され、毎年三分の一ずつ更新される。総裁は株主たるべき義務を免除され、

の強行した経済政策は従来のデフレーション政策を放棄し、購買力レオン・ブルムの人民戦線内閣は約一年間続いた。この間に政府

失業者の減少という経済的恢復の顕著な兆候を現わした ので あっ 種のブームを迎え、フラン貨の安定と逃避資本の還流、金利の低落、 軍備の拡充に専心するに至った。その結果軍需産業を中心とする一 は総辞職したのである。その後政権の中心は次第に「社会党」から 慌状態を呈した。この「六月恐慌」の真最中にレオン・ブルム内閣 の遅れたことのために効果を現わさず、一九三七年六月には正に恐 借入れ、三月には八○億フランの公債発行を余儀なくされた。一九(3) たのである。また国家予算の不均衡もますます増加し、一九三七年 業は萎縮し、 右に移り、人民戦線政策の「休止」は「撤回」へと変っていった。 五四○億フラン、一九三七年六月には四八○億フランにまで減少し 年の初めに八○○億フラン以上あったものが、一九三六年九月には 惹起した。このことはフランス銀行の金保有高にも反映し、一九三五 価の著しい騰貴が起り、 増強による経済的復興を目的とするものであった。しかしこの一連 三六年九月に行った二五%の平価切下げも、その程度の不足と時期 われている。相次ぐストライキと政府の反資本主義政策のために産 一月にはイギリス銀行団から四、○○○万ポンド(四二億フラン)を 九三八年に入ると、欧洲の政情不安を反映して、フランスもまた 月には七五億フランをフランス銀行から借入れたばかりでなく、 フラン貨の価値下落はまた激しい投機的な海外逃避を むしろ経済的混乱を招来しただけであった。 この一年間に生活費は三〇%増加したとい 先ず物

フランス銀行の国有化と信用統制

- 註(1) 大月高「欧米諸国の金融制度」(上) P· 117, P· 118
- (a) J.S.G. Wilson "French Banking Structure and Credit Policy" P. 181, P.182.
- (\pi) George Peel "The economic policy of France P. 57, PP. 61-71.

=

制が行われたことは注目すべきである。 第二次世界大戦の勃発 (一九三九年九月) 頭初からその渦中に巻第二次世界大戦の勃発 (一九三九年九月) 頭初からその渦中に巻

d'organisation professionnelle des banques entreprises et たず一九四〇年八月、大蔵大臣によって臨時銀行委員会(Comité permanenit を設けたのである。分常設銀行編成委員会(Comité permanenit perman

établissments financiers) これは前記の臨時銀行委員会の後身 者の利益団体を改組したもので、一九四一年の法律によって法的根 代表一名より成る。その主たる職務は銀行技術の一般的統制ならび のである、 dicale des Banquiers de Paris et de la Province)なる同業 口銀行監督委員会(Commission de Contrôle des banques)と ともいうべきもので、委員は銀行業者代表六名と拒否権を持つ政府 拠を与え、すべての銀行を参加させて公共的性格をもつものとした から存在していた「パリ及び地方銀行業者組合同盟」(Union syn-会(l'Association professionnelle des Banques) これは古く 間接的には信用統制までできる強力な権限を有していた。闫銀行協 負債に関する報告書に基いて種々な指示助言を与え、これによって 員会委員長の三名によって構成されるもので、その主たる目的は一 れはフランス銀行総裁(委員長)、大蔵省国庫局長、常設銀行編成委 に形式的な組織の改良、個々の銀行の個別的活動の制限等であった。 を監督、督励するものであった。しかし各銀行より提出させる資産・ 九四一年六月の銀行法及び常設銀行編成委員会の決定に基いて銀行

編成委員会が特定の銀行に対して行う個別的な指令については、銀が得られない場合には大蔵大臣の承認を必要とした。また常設銀行一般的な指令は、事前に銀行協会の承認を得なければならず、承認ぞれ緊密な関連を有していた。例えば常設銀行編成委員会が発するこれらの団体は一応独立的な存在ではあったが、その反面にそれ

ある。令について異議ある場合は、銀行協会に訴願することもできたので令について異議ある場合は、銀行協会に訴願することもできたの指行協会がこれを拒否することもできるし、また個々の銀行はこの指

用統制の重要な機関として今日もなお残されているのである。をの他の方法で受託運用する銀行業(Banques)と、公衆から預金を加いた。従ってこの銀行統制に関する規定は最初からあまり厳格であった。従ってこの銀行統制に関する規定は最初からあまり厳格であった。従ってこの銀行統制に関する規定は最初からあまり厳格であった。従ってこの銀行統制に関する規定は最初からあまり厳格であった。従ってこの銀行統制に関する規定は最初からあまり厳格であった。従ってこの銀行統制に関する規定は最初からあまり厳格であった。従ってこの銀行統制に関する規定は最初からあまり厳格であった。従ってこの銀行統制に関する規定は最初からあまり厳格を嫌って気乗り薄であったことと、これに基いてドイッ占領軍が一それにも拘らず一九四一年の銀行法は、戦後の銀行国有と信用統制を加えることを虞れたためであるといわれている。を嫌って気乗り薄であったことと、これに基いてドイッ占領軍が一たの第一段階をなしている。たとえば前記三委員会も、一九四五年のいわゆる銀行国有化法によって改組強化はされたが、それぞれ信のいわゆる銀行国有化法によって改組強化はされたが、それぞれ信のいわゆる銀行国有化法によって改組強化はされているのである。

- 註(4) G. N. Spentsas "Organisation et contrôle du crédit bancaire en France" P. 25.
- (a) J. S. G. Wilson "French Banking Structure and

几

じめ基礎産業の国有国営が決定されていたのである。 て改善することを期待するものであった。具体的には主要銀行をは 秩序を一掃することを要求し、政治的社会的障碍は国家活動によっ がパリに開かれ、解放後のための新綱領を決定していた。これは旧 名によって首相となり、前記三党の連立内閣が成立したのである。 これより先、フランス解放が近きにあると見られた一九四四年三月、 持派と見られていた。その結果翌一一月ド・ゴールが憲法議会の指 制定議会のための総選挙が行われた。これは一九三六年以来初めて レジスタンス全国評議会(Conseil National de la Résistance) 大体に於てカトリック的中産階級を代表するもので、ド・ゴー 上の一五二の議席を得て第一党となり、「社会党」は一三一議席で第 なってフランス国民の信頼を得ていた「共産党」が、前回の二倍以 の総選挙であったが、その結果、戦時中対独レジスタンスの中心と 名の共産党員が入閣したのであった。翌一九四五年一〇月には憲法 三党、選挙前に新に組織された「人民共和運動派」(M・R・P)は 将軍を首班とする臨時政府がパリに組織されたが、この時初めて二 一三九名を議会に送ることになって第二党となった。M・R 九四四年八月である。九月にはフランス解放軍の総率ド・ゴール ドイツ軍の敗退によっていわゆるフランスの解放が実現したのは ・ P は ル支

フランス銀行の国有化と信用統制

るのである。 って、 理由よりもむしろ政治的、 び投資の一元的統制に重点を置いたのであった。当時の政治的、 社会化によって戦前の如き少数金融資本家の支配を排除し、 かということであった。これに対して国有化賛成の意見は、 政権につく党派によって中央銀行の政策が急激に左右されはしない 持つ私的性格を失うであろうという疑いであった。更に一般的には には種々な行政上の規律にしばられて、融通性を欠き、且つ信用の てまで貨幣価値の維持に専心し得るか否かを恐れたのである。第一 につながる機関が一そう公共的な利益のために、政府の要請を退け ないかという心配である。過去に於て多くの苦い経験を持つフラン が政府機関となることによって、貨幣価値の維持が困難になりはし 会的情勢からすれば、このような見解の強く現われたのは当然であ ス人にとって、フラン貨の変動は最大の関心事であるが、 んこの国有化については反対論も少なくなかった。第一は中央銀行 通過し、一月一日を以て実施されることとなったのである。 銀行及び大銀行の国有化ならびに信用組織に関する法律」が議会を 審議会」を設け、 と同時にその実行にとりかかった。かくて一二月二日に「フランス これがまたフランスに於ける国有化の性格の特徴をなして ル新政府もこの綱領に沿って、 各種産業の国有化を研究していたが、 社会的理由に基くところが多く、 仮政府時代から「国有化 一一月組 直接政府 信用及 経済的

一九四五年の国有法によってフランス銀行の全株式(一八万二五

○○株、一株額面一、○○○ファッン)は国家の所有に移され、旧株主○○株、一株額面一、○○○ファッン)は国家の所有に移され、旧株主の日から清算価格決定の日に至る期間の取引所相場の平均を超えることを得ず、また一九四五年九月一日から清算価格決定の日に至る期間の取引所に於ける実際購入価格は後日大蔵大臣の命令によって定めるが、償還期限は五○年以内、は後日大蔵大臣の命令によって定めるが、償還期限は五○年以内、は後日大蔵大臣の命令によって定めるが、償還期限は五○年以内、は後日大蔵大臣の命令によって定めるが、償還期限は五○年以内、を超えることを得ずと定められた。償還条件その他の細目についてを超えることを得ずと定められた。償還条件その他の細目についてを超えることを得ずと定められた。償還条件その他の細目についてを超えることを得ずと定められた。債還期限は五○年以内、○○○ファッン、償還期限二○カ年のとされた。日本に対して、一株につき二万八、○○○ファッン、償還期限二○カ年のものであった。

使興金融公社(Crédit National pour faciliter la réparation de Dammages Causés par la Guerre)総裁、預金供託金庫 (Caiss National de Crédit Agricole) 理事長であって、これはい (Caiss National de Crédit Agricole) 理事長であって、これはい (4)

- 棋(コ) René Hostache "Le Conseil National de la Résistance." P. 462.
- (⋈) Branko Lazitch "Les partis CommunistesD'Europe 1919—1955" P.190.
- 度」P• 114• 「フランス銀行国有法」第一―三条。(3) 東京銀行協会調査部「英・仏・蘇に於ける銀 行 国 有 制
- (4) J.S.G. Wilson "French Banking structure and Credit Policy" P. 285.

五

も国有化された。基いて、次の四大預金銀行(いわゆるフランス六大銀行中の四行)基いて、次の四大預金銀行(いわゆるフランス六大銀行の国有化と同時に、同じ一八四五年一二月の法律にフランス銀行の国有化と同時に、同じ一八四五年一二月の法律に

⊖リョン銀行(Crédit Lyonnais)

口商工業助成銀行(ソシエテ・ジェネラル Société Générale pour

favoriser le Développment du Commerce et de l'Indus-

trie en France)

党」であったことを見ても明かであろう。

されら四大銀行は全国的に支店網を有する最も有力な銀行であった。これを国有化する理由としては、国民預金の保護と、過多の支店及び高級役員の整理による経費の節約、銀行間及び中央銀行との店及び高級役員の整理による経費の節約、銀行間及び中央銀行との店及び高級役員の整理による経費の節約、銀行間及び中央銀行との店があった。これら四大銀行に対したのと同様に、銀行業を社会化する想があった。これら四大銀行に対したのと同様に、銀行業を社会化する理由としては、国民預金の保護と、過多の支援があった。これら四大銀行に対しては、国民預金の保護と、過多の支援があった。これら四大銀行は全国的に支店網を有する最も有力な銀行であった。これら四大銀行は全国的に支店網を有する最も有力な銀行であった。

るパリ取引所相場の平均額と定められた。
□ 国有化とともにこれらの銀行の株式は全部国家に引渡され、旧株国有化とともにこれらの銀行の株式は全部国家に引渡され、旧株国有化とともにこれらの銀行の株式は全部国家に引渡され、旧株

て今日に至ったのであるから、国有化されても特に定められた事項これらの国有化銀行は、本来民間の普通銀行としての業務を行っ

フラ

ン

ス銀行の国有化と信用統制

ぞれ国有化された四銀行が存在するのである。
はされても単一銀行に合同されたのではない。将来そのような一大化されても単一銀行に合同されたのではない。将来そのような一大国営銀行に合同されるものと定められた。またこれらの四大銀行は国有以外は今後も株式会社法の規定に従い、第三者との関係については、

国有化銀行の役員及び組織について見ると、総裁(President)を置名によって選任され、大蔵大臣の承認を得て指名される。理事会によって選任され、大蔵大臣の承認を得て指名される。理事会によって選任され、大蔵大臣の承認を得て指名される。理事会に出って選任され、大蔵大臣の承認を得て指名される。理事は一二名の理事によって構成されるが、そのうち四名は代表的農、工、商の団体によって推薦された者のうちから大蔵大臣に指名され、工、商の団体によって推薦された者のうちから大蔵大臣に指名され、正名は当該銀行の運営に当るのであるが、従来の株主総会の権限は後に述る銀行が開委員会によって行使されるものとされた。また監査機会は銀行の運営に当るのであるが、従来の株主総会の権限は後に述る銀行が制委員会によって行使されるものとされた。また監査機会は銀行の運営に当るのであるが、従来の株主総会の権限は後に述る銀行が制委員会によって行使されるものとされた。また監査機会は銀行の運営に当るのであるが、従来の株主総会の権限は後に述る銀行が制委員会によって行使されるものとされた。また監査機会は銀行の運営に当るのであるが、従来の株主総会の権限は後に述るといる。

- 斌(ロ) G. N. Spentsas "Organisation et Contrôle du crédit bancaire en France" P.35
- (2)「フランス銀行国有化法」第七―一〇条。

大

種となした。すべての銀行はこのいずれに属すかをみずから決定し 明確にされ、それぞれ別個の統制の対象とされていたが、今回は銀 目的としていたのである。既に一九四一年の法律によって銀行 のような法律的分類も比較的容易に実行することが可能であったの 行を更に分類し、台預金銀行、台事業銀行、闫長中期信用銀行の三 (Banques)と金融業者(Etablissements financiers)との区別は ランスに於ては、銀行業の分化はかなり高度に進んでいたから、こ て、銀行監督委員会に登録しなければならぬことになった。元来フ 制ならびにこれを容易ならしめるための銀行制度の整備をも主要な ス銀行及び主要銀行の国有化だけを目的としたのではなく、 九四五年一二月の法律は、その名称が示している如く、 信用統 フラン

記の如く一九四六年一月一日付を以て国有化された。他の二大銀行 もちろんこの種の銀行が、資本総額からいっても、店舗数からみて 預金の短期性格と商業金融に専門化されていることが特徴である。 払預金または二ヵ年以内の定期預金を受入れる銀行」と定められ、 のうちフランス商業銀行(Crédit Commercial de France)は、 するものであったが、そのうちの全国的規模を持つ四大銀行は、前 も絶対多数を占めていた。フランスのいわゆる六大銀行もこれに属 預金銀行(Banques de dépôt)は、法律的には「公衆から要求

> 率が銀行監督委員会によって定められ、比率の変動に関して委員会 とされた。また業務上については流動性資産と短期債務との関係比 ているが、これを超える場合には国家信用会議の認可を要するもの ば、一般に預金銀行に対する統制は比較的弱いものである。ただ預 cial)は、地域的銀行の親銀行たる性格が強かったために、それぞ その営業地域が主としてパリ周辺に限られ、必ずしも全国的ではな の監督指示を受けることになった。 金銀行が特定企業の株式を保有する場合には、原則としてその相手 れ民有のままに残されたのであった。国有化された四大銀行を除け 企業の資本の一〇%以下、銀行の自己資本の七五%以下と定められ いという理由で、また商工銀行(Orédit Industriel et Commer-

求され、従って国家による統制も比較的高度のものである。すなわ 戦後の経済復興のためには国家の資金配分計画の線に添うことが要 的企業に対し、期限に定めなく貸付を行うもの」とされた。すなわち 株式を取得もしくは管理し、またこれにより便宜を受ける公的、私 務の面は自己資本、または二ヵ年以上の定期預金もしくは通知預金 よって明確にされ、別個の統制対象となったのである。その受信業 くから専門化されていたものであるが、これが一九四五年の法律に ち事業銀行のうち資産五億フラン(後に二〇億フランに改められた) 企業に対する起業資金を提供することを主たる業務とするもので、 に依らねばならぬとされ、授信業務は「現存または形成中の企業の 事業銀行(Banques d'affaire)これもフランスに於ては既に早

のである。

me)これは比較的長期の金融を目的とするもので、この種の銀行がたったが、これと平行して民間にもこの種の金融を行わせるためた。長中期資金の必要性が急激に増大するに至ったので、政府大戦後、長中期資金の必要性が急激に増大するに至ったので、政府で、一九四五年の法律によって、長中期信用銀行(Banques de Crédit à long et moyen ter-たのである。

れている。またその資金は、自己資本及び二ヵ年以上の期限を有す相手企業の資本の一〇%、自己資本の七五%を超えることを禁じらするものであるが、企業に対する投資については預金銀行と同様に、長中期信用銀行は、少なくとも二ヵ年以上の貸付を主たる業務と

府によって任命されるものとされている。的強力で、その定款は法律によって定められ、総裁、総支配人は政家信用会議の認可を必要とした。この種の銀行に対する統制は比較る債券または預金であって、二ヵ年以下の預金の受入については国

註(1) 大月高「欧米諸国の金融制度」(上) P. 234.

七

は、 府によるフランス銀行の改組、一九三八年の公開市場操作の採用 ることができたのである。一九四五年の法律以前に於て、幾分でも によって若干の信用調整は行われたが、中央銀行の市中銀行に対す 機関に対する統制は殆んど存在しなかった。中央銀行の再割引政策 地をつくるものであった。元来フランスに於ては金融もしくは金融 を明確にしたのも、少なぐとも経済的意味に於ては信用統制への素 に過 ぎなかった。従って一九四五年の 法律による 信用統制の 採用 一九四一年ヴィシイ政府による産業整備の一部としての銀行整備等 統制に近付いたものとして見られるのは、一九三六年の人民戦線政 もなかった。したがって従来フランスの金融界は全く自由に活動す る支配力は比較的稀薄であり、市中銀行の営業に対する法律的制約 九四五年一二月の法律の中心的な意義は信用統制の採用であっ フランス銀行及び四大預金銀行を国有化したのも、 フランスにとっては劃期的なものということができよう。 銀行の類別

フラン

統制力を与えられて、事実上の政府代行機関となったのである。たものではあったが、一九四五年の法律によって改組され、強力な銀行協会の三者であった。これらはいずれも一九四一年以来存在し関として定められたものは、国家信用会議、銀行監督委員会、及びこの法律によって直接間接に銀行を統制し、信用の調整を行う機

国家信用会議(Conseil National du Crédit)

礎としての信用政策を決定する場合に、その諮問機関もしくは助言 用会議はあらゆる経済政策の基礎としての信用政策の決定に参加す 行われるものである。しかし一九四五年当時のフランスはあらゆる 機関となることである。従ってまた大規模な調査、研究も必要であ によって著しくその権限が拡められ、新設の機関の如き観を呈して 実この委員会の機能を継承している点もあるが、一九四五年の法律 るものとして、大蔵大臣よりも寧ろ国民経済大臣の所管に置くべき を主張する者(dirigisme)が支配的であった。その結果、 く、政権は左翼諸派によって占められていたので、計画経済の実施 産業部門に於ける戦後の再建という当面の問題があったばかりでな 問題は究極に於て大蔵大臣の責任で、多くの場合中央銀行を通じて していたのである。元来大多数の国に於ては、貨幣及び信用政策の に関する規則の制定、銀行よりの訴えに対する裁定等の機能をも有 った。これとともに、常設銀行編成委員会から受け継いだ銀行業務 いる。国家信用会議の主たる役割は、 これは一九四一年に設けられた常設銀行編成委員会の後身で、 政府があらゆる経済政策の基 国家信 事

れていないのである。(1)たが、その委員の構成からみても明かな如く、この思想はなお失わであるという声が高かった。実際には幾分緩和された形で実行され

国家信用会議の議長は「政府によって任命される一大臣」とされ
 国家信用会議の議長は「政府によって任命される一大臣」とされ
 国家信用会議の議長は「政府によって任命される一大臣」とされ

- (1) 信用利用者(Usagers du Crédit)を代表する者一〇名——次の諸団体よりの推薦により国民経済大臣が任命する。農業団体連構、生産協同組合より各一名、貿易中央会(Centre national du commerce exterieur)一名、同職組合会議(Chambres des Métiers)一名、商業会議所二名、海上商業会議所同盟(Union des Chambres de Chambres
- 員組合から推薦され、労働大臣によって任命される者四名。から推薦され、国民経済大臣によって任命される者三名、銀行従業の、労働団体代表七名――一般的利害関係者として主要労働団体

- 化融資を目的とするモネ・プラン事務局各一名。びに運輸省、農業省、復興並びに都市計画省、植民地省、設備近代の、政府機関代表七名――国民経済省、工業生産省、公共事業並
- いずれも大蔵大臣によって任命される。の民間銀行代表二名、貿易金融業一名、パリ証券仲買人協会一名、の民間銀行代表二名、貿易金融業一名、パリ証券仲買人協会一名、銀行協会推薦
- (Caisse des dépôts et Consignation) 理事長、フラ,ンス不動産銀行(Crédit Foncier de France) 総裁、復興金融公社(Crédit National)理事長、全国農業信用金庫(Caisse National de Crédit Agricole)理事長、海外フランス中央金庫(Caisse Centrale de la France d'Autre-Mer) 理事長、庶民銀行組合会議(Chambre syndicale des banques populaires)議長、郵政省郵便小切手局(Chèques postaux P.T.T.)局長。

> ている。 ている。 でいる。 でいる。

この外に国家信用会議は、旧常設銀行編成委員会の機能を受けったのである。

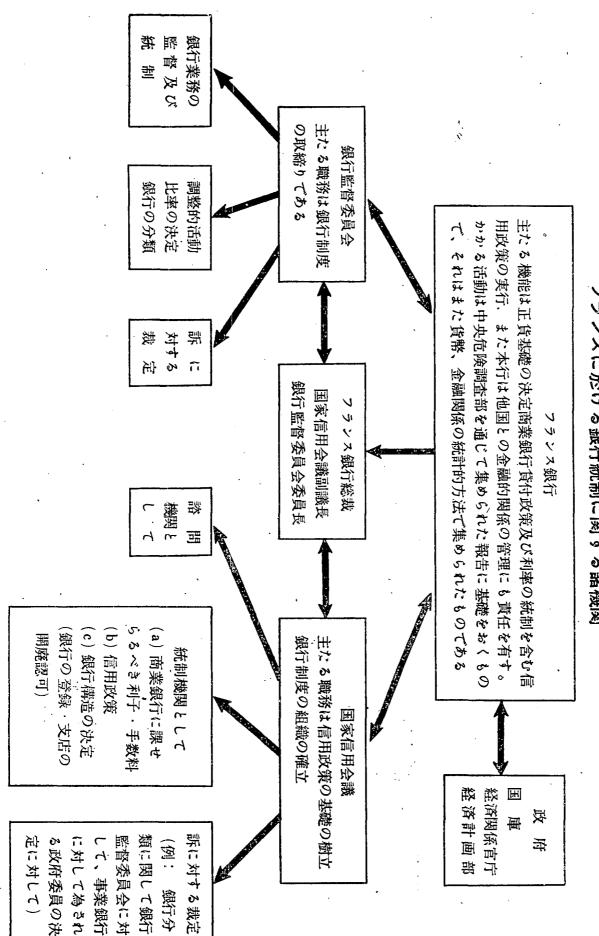
- 戡(日) J.S.G. Wilson "French Banking Structure and Credit Policy" P. 291.
- (a) G.N. Spentsas "Organisation et contrôle du crédit bancaire en France" PP.43—45.
- (3)「フランス銀行国有化法」第一二―一四条。

Л

であるが、一九四五年一二月の法律によって拡大強化された。最初この委員会も戦時中の一九四一年の法律によって創設されたもの銀行監督委員会(Commission de Contrôle des banques)

フランス銀行の国有化と信用統制

フランスに於ける銀行統制に関する賭機関



六名となった。 六元で、フランス銀行総裁(委員長として)、参議院財政委員長(Presi-長、大蔵省国庫局長の三者によって構成されていたが、新法によっ 長、大蔵省国庫局長の三者によって構成されていたが、新法によっ は、フランス銀行総裁(委員長として)、常設銀行編成委員会委員

会の代行及び監査役の派遣等の任務も行った。 増示、銀行と金融業者、銀行種別等の決定、国有化銀行の旧株主総使であった。しかしこの外に、自己資本に対する不動産保有率、流動性資産と流動性負債の比率の制定の如き、主として銀行経営上の動性資産と流動性負債の比率の制定の如き、主として銀行経営上の銀行監督委員会の主たる任務は銀行に対して、法律命令に違反な

銀行協会 Associaiton Professionelle des Banques

一そう強化されるに至ったものである。その実行委員会は二○名よあるが、更に一九四五年一二月及び一九五○年五月の法律によってが一九四一年六月の法律によって、公共的性格を与えられたものでこれも一八七一年頃から存在した「パリ及び地方銀行家組合連合」

し、これを通して信用統制に発言し得るのである。 とである。この協会のみが銀行の意思を国家信用会議に向って表明なって、通達される。第二は国家信用会議等よりの諮問に答えることであって、国家信用会議や銀行監督委員会の決定事項はこの協会によって、通達される。第二は国家信用会議等よりの諮問に答えることである。この協会のみが銀行の意名の任務の第一は銀行相互間の連絡し、これを通して信用統制に発言し得るのである。

ば四二頁に掲げた通りである。 以上の如き三団体と、フランス銀行、政府(大蔵省及び国民経済以上の如き三団体と、フランス銀行、政府(大蔵省及び国民経済以上の如き三団体と、フランス銀行、政府(大蔵省及び国民経済

棋(1) J.S.G. Wilson "French Banking Structure and Credit Policy" P. 290.